

日税グループは、税理士先生の情報収集をお手伝いします

日税ジャーナル

第39号



NICHIZEI journal

令和3年度税制改正大綱

コロナ対策と経済活動を両立 デジタル化、脱炭素を推進

昨年12月21日に閣議決定された令和3年度税制改正大綱。新型コロナウイルスの影響を受ける企業や家計を支えつつ、ウィズコロナ・ポストコロナの新たな日常に対応した事業再構築を進めるため、デジタル技術を活用した企業変革や脱炭素などを盛り込んだ。

令和3年度税制改正大綱を見ると、法人税関係では、新型コロナウイルスの感染拡大で浮き彫りになったデジタル化の遅れに対応するため、デジタルトランスフォーメーション（DX）実現を税制面から後押しする。具体的には、産業競争力強化法に新たな計画認定制度が創設され、同法の改正法の施行の日から令和5年3月31日までの間に、DXの実現に必要なクラウド技術を活用したデジタル関連投資が行われた場合には、そのデジタル関連投資に対して税額控除（3%・5%）または特別償却（30%）が選択適用できることになる。

また、2050年カーボンニュートラル実現を目指し、脱炭素化効果の高い先進的な投資について、税額控除（5%・10%）または特別償却（50%）ができる措置を創

設。コロナ禍の厳しい経営環境の中、赤字であっても果敢に前向きな投資（カーボンニュートラル、DX、事業再構築・再編など）を行う企業には、その投資額の範囲内で最大5年間、繰越欠損金の控除限度額を最大100%（現行：所得の金額の50%）とする特例を創設する。

そのほか、株式対価M&Aを促進するための措置が創設されるほか、M&Aを実施する中小企業者の投資リスクに備える準備金制度を創設するとともに、前向きな投資を推進するための措置などが盛り込まれた。

個人所得課税では、住宅ローン控除の見直しとして、控除期間13年の特例の適用期限を延長。令和4年末までの入居者を対象するとともに、この延長した部分に限り、合計所得金額1000万円以下

の者に対して面積要件を50㎡以上から40㎡以上に緩和する。

また、セルフメディケーション税制の見直しでは、対象をより効果的なものに重点化し、手続を簡素化した上で5年延長する。手続簡素化として、「取組関係書類」を確定申告書への添付不要とする措置を設ける。

資産課税では、住宅取得等資金に係る贈与税について、令和3年4月1日から12月31日までの契約に係る非課税枠が1500万円（改正前1200万円）に引き上げられるほか、令和3年1月1日以後に受贈者が贈与を受けた年分の所得税に係る合計所得金額が1000万円以下である場合に限り、床面積要件の下限を40㎡以上（現行：50㎡以上）とする。

納税環境整備では、経理の電子化による生産性の向上、テレ

ダイジェスト

- 2 コロナの影響も追い打ちに後継者不在の倒産が急増
- 3 新たな資金調達手法を活用 コロナで苦しむ事業者支援
- 4 令和元年分の相続税申告状況 課税対象者は11万5267人
- 5 区分記載請求書等を受領 追記による補正の注意点
- 6・7 中島孝一税理士が解説 令和3年度税制改正大綱
- 8 目的は自動化ではなく効率化 RPA導入のメリットと注意点
- 10 東日本大震災から10年 大地震への備えを考える

ワークの推進、クラウド会計ソフトなどの活用による記帳水準の向上に資するため、帳簿書類を電子的に保存する際の手続を抜本的に見直す。また、スキャナ保存制度については、ペーパーレス化を一層促進する観点から、手続・要件を大幅に緩和するとともに、電子データの改ざん抑止のための措置が講じられる。

2021年度税制改正大綱は、コロナ禍における経済や暮らしを支える内容が多く盛り込まれている。そこで中島孝一税理士に大綱の主要ポイントを解説してもらった。

（6～7面に続く）

全国税理士共栄会

事務所を元気にする「税理士VIP代理店」

関与先を守り、事務所の収入源が拡大

関与先の継続的繁栄に欠かせない豊富な保険知識を習得しながら、事務所の収入源の拡大も期待できる「税理士VIP代理店制度」。

これは、全国税理士共栄会（秋場良司会長）が2000年1月に創設し、推進している制度です。税理士VIP代理店は、大別すると「一般代理店」と「乗合代理店」の2種類に分けられます。一般代理店は、特定1社専属の募集代理店で、生命保険協会が毎月実施している一般課程試験に合格することが要件となります。次に、乗合代理店は、複数社の募集代理店で、一般課程試験に合格した保険募集人が2名以上いて、その中に

専門課程試験（一般課程試験合格者を対象に年3回実施）に合格した教育責任者および業務管理責任者（兼務可）がいることが要件となります。

税理士VIP代理店は、主な仕事として、全国税理士共栄会の主要事業である『VIP大型総合保障制度』と『全税共年金』の勧奨および契約の保全、生命保険設計書の作成および提案、加入申込書類の手続きなどを行います。

代理店のメリットとしては、保険の成約によって提携保険会社から支払われる代理店手数料が事務所の新たな収入源になります。また、税理士VIP代理店の業務を通じて、関与先の継続的繁栄に欠か

せない①医療や年金制度など充実した福祉制度、②円滑な事業承継などに関する詳しい保険知識が習得できます。さらに、保険会社は、①代理店経営に関する相談窓口の開設、②保険設計に関する資料提供と支援、③保険販売ノウハウの提供と支援などのサービスを通じて、税理士VIP代理店の仕事をしっかりアシストしますので、安心して代理店業務に取り組むことができます。

相続税対策や円滑な事業承継の実現、退職金の準備、従業員の福祉制度の充実など、関与先は様々な問題を抱えています。これまで多くの税理士先生が「税理士VIP代理店」に登録し、豊富な

保険知識で関与先の問題を解決すると共に、事務所の収入源を拡大させています。

なお、全国税理士共栄会では、一人でも多くの税理士先生に「税理士VIP代理店」になっていただきたいという思いから、「税理士VIP代理店推進キャンペーン（Z1）」（1月1日～12月31日）を毎年実施しているほか、すでに代理店登録されている税理士先生には「税理士VIP代理店業績キャンペーン（Z2）」（7月1日～12月31日）、「税理士VIP代理店年度末特別キャンペーン」（2月1日～3月31日）も毎年実施しています。

後継者不在による 倒産が急増



新型コロナウイルスの影響も追い打ちに

中小企業における後継者不在の問題が深刻化している。東京商工リサーチが昨年11月に公表した2020年「後継者不在率」調査によると、中小企業で後継者が決まっていなかった「後継者不在率」は57.5%となり、前年より1.9ポイント上昇した。

この調査は、東京商工リサーチの企業データベース（390万社）のうち、2018年以降の後継者に関する情報が蓄積されているデータから18万5247社を抽出・分析したもの。事業実態が確認できた企業のうち、後継者が決まっていなかったのは10万6573社（57.5%）だった。

代表者の年齢別でみると、不在率が最も高いのは、後継者を選定する必要に迫られていない30歳未満の94.6%だったが、問題なのは、事業承継が喫緊の課題となっている60代以上の不在率だ。60代は40.4%、70代が29.1%、80歳以上でも23.5%となっており、経営者が事業承継の適齢期に差し掛かっているにもかかわらず、多くの企業で後継者が決まっていなかった実態が改めて浮き彫りになった。一般に数年かかることされる事業承継の準備

期間を加味すると、早急な対応が「待ったなし」の状況といえる。

それを裏付けるデータがある。東京商工リサーチが実施した『後継者難』の倒産状況調査によると、2020年1月～11月の「後継者難」倒産は340件（前年同期比45.2%増）に達しており、年間（1月～12月）最多記録だった2015年の279件をすでに大きく上回っている。

こうした状況に追い打ちをかけたのが、新型コロナウイルスの影響による業績悪化だ。後継者が見つからない中、新型コロナウイルスによって事業の先行きに不安を感じ、会社を続ける意欲を失ってしまう経営者が今後増えてくることが考えられる。東京商工リサーチでは、「新型コロナウイルスで経営体力を削がれた企業は多いだけに、資金支援だけでなく、後継者問題を抱える企業には事業承継や転廃業などの支援が急がれる」と指摘している。

後継者不在の10万6573社に中長期的な承継希望先を尋ねたところ、「未定・検討中」が5万7253社（構成比53.7%）で、事業承継の方針が明確でない、あ

るいは計画できない企業が半数を超える結果となった。

一方、中小企業の間でも事業承継の手段としてM&Aを選択するケースが増えつつあるが、今回の調査によると「会社を売却・譲渡の方針」は206社（同0.1%）、「外部からの人材招聘と資本受入の方針」は128社（同0.1%）にとどまっており、多くの経営者が後継者不在に頭を抱えているものの、第三者への承継へのニーズは依然として低いことがうかがえる。

2019年の「休廃業・解散」は4万3348社を記録したが、2020年は1月から8月の時点で3万5816件（前年同期比23.9%増）に達している。このままのペースが続けば、初めて年間5万件を超える事態となる。

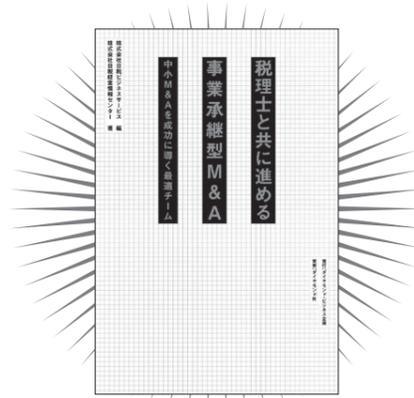
後継者不在の問題を解消できなければ、日本を支える匠の技や高度な技術力を保有する中小企業の存続が危ぶまれる。経営者の高齢化や生産年齢人口の減少は今後さらに進んでいくだけに、日本経済の持続的な成長を維持するためにも事業譲渡やM&Aを含んだ事業承継の促進が一段と求められるところだ。

税理士と共に進める事業承継型M&A

中小M&Aを成功に導く最適チーム

日税グループの(株)日税ビジネスサービスと(株)日税経営情報センターはこのほど、『税理士と共に進める事業承継型M&A 中小M&Aを成功に導く最適チーム』と題した書籍をダイヤモンド社から発売した。

長い経済低迷に加え、コロナ禍で「廃業」を考える中小企業オーナーは多い。それに拍車をかけているのが後継者不足だ。本書は、「事業承継」という視点から、その選択肢の一つとして中小M&Aを掲げ、ノウハウを解説。中小M&Aの進め方や価格の決め方、失敗しないために必要な心構えなどを分かりやすくまとめている。



(株)日税ビジネスサービス 編
(株)日税経営情報センター 著
ダイヤモンド社 発売
価格：1900円+税

また、中小M&Aに内在するリスクを回避しながら望ましい相手と成約するためには、「税理士先生と共に進めるM&A」が最も適していることを提唱。税理士先生と共にM&Aを進める5つのメリットや成約までのロードマップ、さらに税理士先生と共にM&Aを進める「M&Aアドバイザー」を選ぶときの留意点などを紹介している。

この一冊で、M&Aの知識はもちろん、具体的な進め方やポイントをしっかり理解することができる。まさに中小M&Aを成功に導くためのバイブルといえる一冊だ。

令和2年度税理士試験 合格者は648人

受験者数は前年度より3106人減少

国税庁はこのほど、令和2年度（第70回）税理士試験結果を公表した。合格者数は前年度より101人少ない648人（内、女性158人）だった。受験者数は2万6673人（内、女性6703人）で、前年度より3106人減少した。税理士試験の受験者数は減少傾向にあり、平成27年度の3万8175人から5年間で1万1502人の減少となった。

令和2年度試験の一部科目合格者は4754人（内：女性1385人）。合格者648人を合わせた合

格率は20.3%で、前年度の18.1%から2.2ポイント上昇した。

科目別に合格者数を見てみると、「簿記論」の合格者は2429人、合格率は前年度より5.2ポイント上昇の22.6%。「財務諸表論」の合格者は1630人、合格率は前年度から0.1ポイント上昇の19.0%だった。

そのほか、「所得税法」は合格者173人（合格率12.0%）。「法人税法」は合格者588人（同16.1%）。「相続税法」は合格者264人（同10.6%）。「消費税

法」は合格者782人（同12.5%）となっている。今回の税理士試験で合格率が一番高かったのは簿記論（同22.6%）だった。

税理士試験の合格状況を年齢別に見てみると、41歳以上の合格者が247人（受験者数1万105人）と最も多く、次いで36～40歳が136人（受験者数4343人）、31～35歳が126人（受験者数4619人）、26～30歳が96人（受験者数3890人）、25歳以下は43人（受験者数3716人）となった。

なお、次回の第71回税理士試験は2021年8月17日（火）から同年8月19日（木）の日程を予定。合格発表は同年12月17日（金）を予定している。

実質無利子・無担保融資 昨年12月から要件緩和

新型コロナウイルスの感染拡大等を踏まえ、GoToキャンペーンの一時停止や売上高の変動等の影響を受けている事業者等が、政府系・民間金融機関による実質無利子・無担保融資を利用しやすくなるため、昨年12月、全国・全業種を対象に売上高の減少要件が緩和された。

具体的には、新型コロナウイルス感染症に係る実質無利子・無担保融資の売上要件について、「直近1か月」の売上高の対前年比に加えて、「直近6カ月平均」での比較もできることとした。

新型コロナの影響を受けた事業者をクラウドファンディングで支援する!!



新しい資金調達手法として「クラウドファンディング」を利用する事業者が増えているが、伊東修平税理士は事務所を構える東京都板橋区を中心に、新型コロナの影響を受けて苦しんでいる事業者や創業間もない事業者をクラウドファンディングを通じて支援している。その取り組みやクラウドファンディングの魅力について話を聞いた。

伊東 修平 税理士

創業支援でも大きな武器に

—クラウドファンディングの支援に乗り出した経緯からお聞きます。

数年前、ある2人の創業希望者から相談を受けたことがキッカケです。2人とも確かな技術や熱意があり、素晴らしい事業計画を持っていましたが、過去の失敗などにより金融機関から融資を受けることができず、「もう少しお金を貯めてからチャレンジしてください」としか言えませんでした。それがとても悔しくて、誰もがチャレンジでき、失敗してもやり直せる社会を創るための手段はないかとずっと模索してきました。そして出会ったのがクラウドファンディングでした。

—簡単に仕組みを教えてください。

クラウドファンディングとは、「群衆（クラウド）」と「資金調達（ファンディング）」を組み合わせた造語で、インターネット上に自分のやりたいことや夢、ビジネスであれば新しい商品やサービスをPRするページを作り、そのアイデアや理念に「共感」してくれた人から広く資金を集める仕組みです。

—どのような人が利用していますか。

ビジネスで利用する場合は、創業資金を集めるために会社のPRを兼ねて利用する事業者が多いですね。また、新型コロナウイルスの影響を受けて苦勞されている飲食店や理美容などの「BtoC」の事業者が、事業継続のためにクラウドファンディングを利用するケースも増えています。実際、昨年4月から私のところにもクラウドファンディングに関する相談が相次いでおり、多い時は週に20件以上の相談がありました。

—利用したいと思っても、支援者が集まるのか不安なところがあります。

クラウドファンディングを成功させるには戦略を考える必要があり、特にSNSを通じたシェア・拡散は重要なポイントとなります。どんな人にページを見てもらいたいのか、どんな人がファンになって応援してくれそうか、具体的にターゲットを設定して、その人たちが共感してSNSで拡散したくなるような記事を作ることが求められます。また、協力してくれる仲間をできるだけ多く巻き込むことも重要です。これにより、募集開始前からプロジェクトの盛り上がりアピールすることができますので、目標金額を達成する可能性がより高まります。

—伊東先生はそうした戦略をアドバイスしているわけですね。

はい。まずはクラウドファンディングを実行する方にヒアリングを行い、支援者になりそうなターゲットを明確にします。そして商品やサービスの裏側にあるストーリーを引き出し、共感を得られるような記事を作っていきます。その際、商品やサービスを開発した背景などに目を向けると、ドラマチックなストーリーが隠れていることがあります。そのほかにもページ内の写真や動画の選定、出資者に対するリターン設計などをアドバイスしています。

—これまでどのようなプロジェクトを支援してきましたか。

板橋区に事務所を構えていますので、板橋区を中心に支援を行っています。例えば、区内の古民家を再生して地域の魅力を発信するカフェを作るプロジェクトでは、目標金額250万円に対して334人の支援者から371万3000円が集まりました。また、板橋区高島平の特産品「高島平ビール」を創るプロジェクトでは、目標金額100万円のところ230人の支援者から173万8300円の資金を調達しています。新型コロナの影響を受けた区内の飲食店が力を合わせ、将来に向けての集客を行ったプロジェクトでは、目標金額200万円のところ291人の支援者から229万6000円が集まりました。

—目標金額を達成して事業者も喜んでいますが。

目標を達成したことは喜んでいますが、そもそもクラウドファンディングをビジネスで利用する場合、資金調達そのものが目的ではなく、商品や会社を「プロモーション」するために利用したり、市場にどれだけ受け入れられるかを「マーケティング」する目的で利用されています。また、様々な工夫を凝らすことで、募集を終了した後も支援者であるお客様と繋がり続けることができることもクラウドファンディングの大きな魅力といえます。

—どのような工夫が考えられますか。

例えば、支援者へのリターンとして『特別会員権』を付与して、常に割引で商品を購入できたり、サービスを受けられる特典を与えます。すると、その後も支援者はリピーター

となって事業を応援してくれる可能性が高まります。そうしたファンをたくさん作ることができれば、それだけ未来の売上を確保できます。つまり、クラウドファンディングの支援を通じて「売上を作る税理士」になることができるわけです。

—それは差別化にも繋がりますね。

そのとおりです。私は創業支援に力を入れていますが、この分野はライバルも多く、レッドオーシャンといえます。しかし、税理士による創業支援といえば、融資の支援や補助金の支援、税務会計などのバックオフィスが中心です。一方、クラウドファンディングを支援すれば、創業する前から商品をプロモーションしてファンを作り、資金まで集めることができますので、創業支援においても大きな武器となります。

—その武器を手に入れるためには、クラウドファンディングを支援するノウハウを習得する必要がありますね。

税理士業務の合間に独学で勉強するのは容易なことではありません。そこで、一人でも多くの起業家に夢を実現させてほしいとの思いから、これまで培ってきたノウハウを税理士など士業に提供する「士業クラウドファンディング支援協会」を設立しました。まだ立ち上げたばかりですが、関与先のクラウドファンディングを支援する会員も出ています。協会では「業務提携」と「認定サポーター」の2つの提携方法により入会を募っていますので、もし興味ございましたら協会のホームページをご覧ください。

—クラウドファンディングを支援している士業は少ないのでしょうか。

ほとんどいないと思います。ですから、今から取り組んでも地域ナンバーワンになるチャンスは十分あります。板橋区では、新型コロナ対策としてクラウドファンディングにかかる手数料の一部を助成していますが、クラウドファンディングを支援する専門家として私に声がかかり、区の担当者と一緒に事業者の相談などに乗っています。このように自治体と一緒に仕事ができるチャンスもこれからさらに増えてくると思います。

士業クラウドファンディング支援協会
<https://sigyo-cf-kyokai.com/>

令和元年分 相続税の申告状況

課税対象者11万5267人 課税割合8.3%

\\\\\\\\\\\\ 元事務年度の相続税実地調査は1万635件////////

国税庁がさきごろ発表した令和元年分の相続税の申告状況によると、令和元年の1年間(令和元年1月～12月)における被相続人数(亡くなった人)は138万1093人で、過去最高だった前年分136万2470人よりも1万8623人増加した。

相続税の課税対象となった被相続人数は11万5267人。前年分の11万6341人より1074人減少した。令和元年分の課税割合は8.3%(前年分8.5%)。

令和元年分の課税価格の合計は15兆7843億円で、前年分16兆2360億円から4517億円の減少。税額は1兆9754億円で、こちらも前年分2兆1087億円から1333億円の減少となった。

相続財産の金額の構成比を見ると、「土地」34.4%、「現金・預貯金等」33.7%、「有価証券」15.2%、「家屋」5.2%、「そ

の他」11.5%となっている。

東京局管内における相続税の課税対象者は3万6145人(前年分3万6782人)、課税割合は13.1%(同13.6%)、税額は8692億円(同9262億円)だった。大阪局管内の課税対象者は1万8448人(同1万9021人)、課税割合は8.5%(同8.9%)、税額は3060億円(同3510億円)。名古屋局管内の課税対象者は1万7247人(同1万7480人)、課税割合は11.0%(同11.3%)、税額は2552億円(同2675億円)となっている。

【海外資産に係る申告漏れの非違件数149件で過去最高】

一方、令和元事務年度における相続税の調査状況をみると、実地調査の件数は1万635件(前事務年度1万2463件)、このうち申告

漏れなどの非違があった件数は9072件(同1万684件)、非違割合は85.3%(同85.7%)だった。

申告漏れ課税価格は3048億円(同3538億円)で、実地調査1件当たり2866万円(同2838万円)。申告漏れ相続財産の金額の内訳は、「現金・預貯金等」993億円(同1268億円)が最も多く、「土地」373億円(同422億円)、「有価証券」323億円(同388億円)と続いている。

追徴税額(加算税95億円を含む)は681億円(同708億円)。実地調査1件当たりでは641万円(同568万円)となり、対前事務年度比112.8%と増加した。重加算税の賦課件数は1541件(同1762件)、賦課割合は17.0%(同16.5%)となった。

国税庁では、実地調査のほか、簡易な接触(文書や電話による連

絡または来署依頼による面接により申告漏れ、計算誤りなどがある申告を是正するなどの接触)を実施している。令和元事務年度は8632件(同1万332件)に簡易な接触を行い、このうち申告漏れなどの非違および回答などがあったのは5397件(同5878件)、その割合は62.5%(同56.9%)と前事務年度より5.6ポイント増加した。簡易な接触1件当たりの追徴税額は48万円(同42万円)となり、こちらも対前事務年度比114.0%と増加した。

国税庁では海外資産の把握に力を入れているが、海外資産関連事案の実地調査は1008件(同1202件)。このうち申告漏れ等の非違があった件数は149件(同144件)で過去最高となった。申告漏れ課税価格は77億円(同59億円)だった。

一定の税務関係書類について

改正前でも押印を求めず

令和2年12月21日に令和3年度税制改正大綱が閣議決定されたことで、税務関係書類の押印の見直しが行われる。

具体的には、提出者等の押印をしなければならないこととされている税務関係書類について、次の①と②の税務関係書類を除き、押印を要しないこととする。

①担保提供関係書類及び物納手続関係書類のうち、実印の押印および印鑑証明書の添付を求めている書類、②相続税および贈与税の特例における添付書類のうち財産の分割の協議に関する書類。

大綱では、この改正は令和3年4月1日以後に提出する税務関係書類について適用するとともに、改正の趣旨を踏まえ、押印を要しないこととする税務関係書類については、施行日前においても、運用上、押印がなくとも改めて求めないとしている。

国税庁は今回の閣議決定を受け、同庁のホームページで「全国の税務署窓口においては、本件見直しの対象となる税務関係書類について押印がなくとも改めて求めないこととする」と発表した。

令和2年分確定申告の会場

入場整理券を「LINE」で発行

国税庁では新型コロナウイルスの感染リスクを軽減するため、令和2年分確定申告について自宅から申告できるe-Taxの利用を呼び掛けているところだが、確定申告の会場で申告する場合は、混雑緩和を図るため、会場に入場できる時間枠が指定された「入場整理券」が必要となるので注意したい。

入場整理券の配付方法は2通りある。まず、当日各会場において入場整理券を配布する方法。当日分の配布がすべて終わるなど、配付状況によっては後日の

来場を依頼されることもあるので、国税庁ホームページで当日の配布状況を確認したい(令和3年2月16日から掲載予定)。

次に、「LINE」を通じた入場整理券の事前発行だ。事前発行を希望する場合は「国税庁LINE公式アカウント」を友だち追加し、「トーク」画面から「相談を申し込む」を選択。そして、税務署や来場希望日時を選択後、内容を確認して「申込」をタップすれば完了。申告会場で申込完了画面を提示すれば入場することができる。

日税ジャーナル 今号の推薦図書はこちら!

その事業承継、法務面 or 税務面に偏っていませんか?



事例解説

租税弁護士が教える 事業承継の法務と税務

相続・生前贈与・M&A・信託・社団・財団・国際

佐藤修二 監修 木村浩之・木村道哉 著 2020年4月刊 A5判 240頁 本体2,400円+税

法務と税務双方に精通した租税弁護士(タックス・ロイヤー)が、「法務と税務」混ぜ合わせの留意点を解説。基礎的・典型的な「親族内継承」「親族外継承」をはじめ、応用的な「社団法人・財団法人の活用」「信託の活用」「国際継承」等について、具体的事例を取り上げ、法務・税務双方の観点から解説。

熊王税理士の

ワンポイント講座

消費税の落とし穴はココだ!!

区分記載請求書を受領
追記する場合の注意点

Q 私は飲食店業を営む個人事業者です。食材には拘りがあり、契約農家から無農薬の農作物を定期的に仕入れ、食材として利用していますが、農家から発行される領収証には、支払年月日と支払金額、生産者（販売者）の名称は記載されているものの、但書きには何も記載がありません。そこで、受領した領収証に仕入れた農作物の適用税率（8%）と作物の種類を記載した上でこれを保存することとしています。このような追記の方法でも仕入税額控除は認められますか。

A ●帳簿の記載事項
令和元年10月1日から令和5年9月30日までの間は、仕入税額控除の要件として、法定事項が記載された帳簿及び区分記載請求書等の保存が必要と

なります。帳簿には、①から④までの従来の記載事項に加え、新たに⑤の記載（下線の箇所）が義務付けられています。

- ①仕入先の名称
- ②取引年月日
- ③取引内容
- ④取引金額（対価の額）
- ⑤軽減税率対象品目である旨

なお、帳簿には、商品の一般的総称でまとめて記載したり、軽減税率の対象となる取引に、「※」や「☆」といった記号・番号等を表示し、これらの記号・番号などが軽減税率の対象であることを表示するような記帳方法も認められます。

したがって、元帳などに8%の軽減税率を表示しても構いませんので、帳簿の追記事項については通常の記帳業務で要件は充足されるものと思われま

●区分記載請求書等の記載事項

区分記載請求書等には、①から⑤までの従来の記載事項に加え、新たに⑥と⑦の記載（下線の箇所）が義務付けられています。

- ①請求書等の発行者の名称
- ②取引年月日
- ③取引内容
- ④取引金額（対価の額）
- ⑤請求書等の受領者の名称
- ⑥軽減税率対象品目である旨
- ⑦税率ごとの税込取引金額

なお、小売業や飲食店業、タクシー業のように不特定多数を相手にする業種については⑤の記載は省略することができます。

●追記による補正

前記⑥または⑦の記載が漏れている領収証などを受領した場合には、再交付を受けずとも、取引の事実に基づいて追記をすることが認められています。ただし、領収証の但書きが空欄の場合や「品



くまおう まさひで
熊王 征秀
税理士

昭和59年学校法人大原学園に税理士科物品税法の講師として入社し、在職中に酒税法、消費税法の講座を創設。平成4年同校を退職し、会計事務所勤務。平成6年税理士登録。平成9年独立開業。東京税理士会会員相談室委員、東京税理士会調査研究部委員、日本税務会計学会委員、大原大学院大学教授ほか。消費税関連の書籍も多数執筆。

代」と記載されているような場合には、「取引内容」そのものが記載されていないこととなり、結果、追記は認められないこととなるようです。いささか厳しすぎるような気もするのですが、国税庁の公表資料《事業者の皆様へ（～区分経理から消費税申告書の作成まで～）令和元年11月国税庁発行》の2頁にその旨の記載がありますので注意が必要です。

また、白紙の領収証は無論のこと、取引年月日や取引金額の記載が漏れている領収証などについても当然に追記をすることはできませんのでご注意ください。

税務スクランブル ～審判所の視点～

通謀して虚偽の請求書発行？

翌事業年度に計上すべき修繕費なのに納品日の日付が…

請求人は不動産売買業などを営む法人。請求人が所有する賃貸用の集合住宅に雨漏りが発生し、請求人の代表者Aは、その修繕工事の代金の見積もりをH社に依頼。工事代金を税込3,217,860円とする平成30年1月13日付の見積書の交付を受けて修繕工事の実施を依頼した。

請求人は、修繕工事についてH社から「納品日」欄に「3.30」、「商品名」欄に「G修繕工事」などと記載された平成30年3月31日付の請求書の交付を受けた。だが、修繕工事は請求人の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの事業年度終了の日までに完了しなかった。

請求人は平成30年3月31日付で、請求書に基づき修繕工事の代金を「修繕費」勘定に計上し、本事業年度の法人税の所得金額の計算上、損金の額に算入した。なお、請求人は本事業年度について総勘定元帳の「修繕費」勘定の「摘要」欄に「未払金」として記載している。そ

の後、修繕工事は遅くとも平成30年7月末日までに完了し、請求人は平成30年9月28日、H社に対して修繕費を支払った。

請求人は本事業年度の法人税などを法定申告期限までに申告したが、原処分庁が更正処分ならびに重加算税の賦課決定処分を行ったことで争いが勃発。争点は、修繕費を本事業年度の損金の額に算入したことに通則法68条第1項に規定する仮装に該当する事実があるか否か。

納品日欄に記載された日付が
工事完了日を示す証拠はない

請求人は、「代表者Aは、建物の雨漏りが本事業年度に発生しており、修繕工事は豪雪の影響で完了していないものの本来修繕すべき本事業年度において計上すべき費用と認識していた。そのため、修繕工事の費用を確認するためにH社から請求書の交付を受けたにすぎず、請求書の納品日も請求書の発行システムの便宜上入力されただけで、修繕工事の完了日とは異なる。よって、本件請求

書の発行は通謀による虚偽の証ひょう書類の作成に該当しない」と主張。

また、「こうした認識から代表者Aは本事業年度の費用として計上しており、所得金額を過少にする意図があったわけではなく、代表者Aの経理上の認識の誤りにすぎず、請求人には通則法第68条第1項に規定する仮装の事実はない」とした。

一方の原処分庁は、「請求人は本事業年度終了の日までに修繕工事が開始すらされていないことを認識していたにもかかわらず、H社に本件請求書の発行を依頼し、その依頼に基づき、H社は「納品日」欄に「3.30」と虚偽の記載をした請求書を作成・発行している。これらの行為は「相手方との通謀による虚偽の証ひょう書類の作成」に該当する」と主張した。

これに対して審判所は、「H社が修繕工事の実施に向けて準備を行っていたところに、代表者Aから依頼されて請求書を発行していることから、竣工前に請求書を発行しても不自然とは言えな



い。請求書の納品日欄に記載されている「3.30」についても、H社の請求書発行に係るシステムの便宜上入力された可能性が否定できない。また、請求書の納品日欄に記載された日付が修繕工事の完了日を示すと認めるに足る証拠もなく、代表者AがH社に請求書の納品日欄の日付を修繕工事の完了日として記載するよう依頼したことを示す証拠もない」と指摘。

加えて、「代表者Aは入出金に係る会計伝票を作成することとなり、本件修繕費のような未払金に関する会計伝票は作成しておらず税務代理人が会計処理を行ったものであり、代表者Aに本件修繕費を本事業年度の損金の額に算入できないとの認識があったとまでは認められない。したがって、本件修繕費を本事業年度の損金の額に算入したことにつき仮装の行為があるとは認められない」として重加算税の賦課決定処分を取り消した。

（令和2年3月10日裁決）

中島孝一税理士が解説！ 令和3年度税制改正大綱の注目ポイント

〈はじめに〉

令和3年度税制改正の大綱（以下「大綱」とします）が、令和2年12月21日に閣議決定されました。大綱によれば、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を図るため、企業のデジタルトランスフォーメーション及びカーボンニュートラルに向けた投資を促進する措置を創設するとともに、こうした投資等を行う企業に対する繰越欠損金の控除上限の特例が設けられます。

また、中小企業の経営資源の集約化による事業再構築等を促す措置が創設されます。加えて、家計の暮らしと民需を下支えするため、固定資産税の評価替えへの対応・住宅ローン控除の特例の延長などが行われます。

具体的には、次のとおり税制改正が行われます。

1 個人所得課税

〈住宅ローン控除の控除期間13年間の特例の延長及び床面積の見直し〉

住宅ローン控除のうち、消費税率が10%に引き上げられた際に設けられた控除期間13年間の特例が延長され、令和4年末までの入居者が対象となります。

また、経済対策として、上記の延長対象者のうち合計所得金額が1,000万円以下の者に対して、床面積要件を緩和し40㎡から50㎡であっても対象とする特例措置が設けられます。

更に、令和4年1月1日以後に確定申告書を提出する場合について、税務署長が納税者から提供された既存住宅等に係る不動産識別事項等を使用して、入手等をしたその既存住宅等の登記事項により床面積要件等の確認ができた住宅も住宅ローン控除の対象となる既存住宅等に含められることとなります。

見直し時期を捉え、改めて控除期間13年間の特例と控除期間10年間の制度との相違や床面積要件の判定基準（措置法通達40-10から12）を確認しておけば、顧問先の役員・従業員からの質問にも対応できます。



〈税務上の手続におけるデジタル化の推進〉

税務上の手続における事務の簡素化や利便性のため、書面による提出に代えて電磁的方法による提供を行うことができることとなります。

具体的には、「障害者に対する少額貯蓄非課税制度」・「勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄非課税制度」・「特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等」・「NISA制度」・「ジュニアNISA制度」等について、デジタル化が推進されます。

〈セルフメディケーション税制の延長及び見直し〉

本税制は令和3年末までの時限措置でしたが、令和4年から令和8年まで5年間延長されるとともに、対象となる医薬品を効率的なものに重点化するための措置が取られます。

また、手続簡素化のため、「取組関係書類」を確定申告書への添付不要とする措置などが設けられます。

〈申告義務のある者の還付申告書の提出期限の見直し〉

新型コロナウイルスへの対応として確定申告会場への来場者を分散させる観点から、一部の者に課されていた所得税の還付申告の義務をなくすこととし、その申告書の提出期限については、現行の所得税の申告義務のない者の還付申告書の提出期間（翌年1月1日から5年間）と同様とされます。

なお、財産債務調書の提出義務者の範囲については、現行と同様となります。

上記の改正は、令和4年1月1日以後に確定申告書の提出期限が到来する所得税について適用されます。



〈源泉徴収関係書類の電子提出に係る税務署長の承認の廃止〉

源泉徴収関係書類（「給与所得者の扶養控除等申告書」・「給与所得者の配偶者控除等申告書」・「給与所得者の基礎控除申告書」等）の電子提出をより一層推進していく観点から、電子提出の要件である「支払者が受けるべき税務署長の承認」が不要とされます。

上記の改正は、令和3年4月1日以後に提出する源泉徴収関係書類について適用されます。

〈国や地方自治体の実施する子育てに係る助成等の非課税措置〉

国や自治体からの子育てに係る助成（ベビシッター・認可外保育施設の利用料等）について、子育て支援の観点から、非課税とする措置が講じられます。

〈総合課税の対象となる社債利子等の範囲の整備〉

個人が同族会社との間に法人を介在させることにより、総合課税の対象となる所得の分離課税への転換が容易に可能であることを規制するための措置が設けられました。

具体的には、同族会社が発行した社債の利子で、その同族会社の判定の基礎となる株主である法人と特殊の関係のある個人及びその親族等が支払を受けるものが総合課税の対象とされることとなりました。

2 資産課税

〈国際金融都市に向けた税制上の措置〉

高度外国人材の日本での就労等を促進する観点から、就労等のために日本に居住する外国人に係る相続等については、その居住期間にかかわらず、国外に居住する外国人や日本に短期的に滞在する外国人が相続人等として取得する国外財産が相続税等の課税対象外とされることとなりました。

〈住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置等の延長及び見直し〉

住宅取得等資金に係る贈与税について、令和3年4月1日から12月31日までの契約に係る非課税枠が1,500万円（改正前1,200万円）に引き上げられます。

また、令和3年1月1日以後に受贈者が贈与を受けた年分の所得税に係る合計所得金額が1,000万円以下である場合に限り、床面積要件の下限が40㎡以上（現行：50㎡以上）に引き下げられます。

更に、令和4年1月1日以後に贈与税の申告書を提出する場合について、税務署長が受贈者から提供された既存住宅用家屋等に係る不動産識別事項等を使用して、入手等をした既存住宅用家屋等の登記事項により床面積要件等を満たすことが確認できた住宅が、本措置の対象に含められることとなります。

〈教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置の延長及び見直し〉

従前の非課税措置は、贈与者が死亡しても死亡前3年以内の贈与に係る管理残高でなければ贈与者の相続財産に加算されませんでした。節税的な利用を防止する観点から、贈与者の死亡日までの年数にかかわらず、原則として死亡日における管理残高が相続財産に加算されることになりました。

また、受贈者が贈与者の孫等である場合において、贈与者の死亡時の管理残高に係る相続税額への2割加算の対象とされることになりました（従前は2割加算の適用なし）。

上記の見直しにより、適用期限が令和5年3月31日まで2年延長されます。

〈結婚・子育て教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置の延長及び見直し〉

上記と同様に、節税的な利用を防止する観点から、受贈者が贈与者の孫等である場合には、贈与者の死亡時の管理残高に係る相続税額への2割加算の対象とされることになり（見直し前は2割加算の適用なし）、適用期限が令和5年3月31日まで2年延長されます。



〈土地に係る固定資産税等の負担措置の見直し〉

宅地等及び農地の負担調整措置について、令和3年度から令和5年度までの間、現行の負担調整措置の仕組みが継続されるとともに、令和3年度分に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、収束後経済の力強い回復の支障となるおそれを回避するため、前年度の税額に据え置く特別な措置が講じられます。

3 法人課税

〈DX投資促進税制の創設〉

ウイズ・ポストコロナ時代を見据え、デジタル技術を活用した企業変革（デジタルトランスフォーメーション(DX))を実現するため、産業競争力強化法に新たな計画認定制度が創設され、同法の改正法の施行の日から令和5年3月31日までの間に、DXの実現に必要なクラウド技術を活用したデジタル関連投資が行われた場合には、そのデジタル関連投資に対し、税額控除（3%・5%）又は特別償却30%が選択適用できるようになります。

〈カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設〉

2050年カーボンニュートラルの実現には、民間企業による脱炭素化投資の加速が不可欠です。そのため、産業競争力強化法に新たな計画認定制度が創設され、同法の改正法の施行の日から令和6年3月31日までの間に、計画認定制度に基づく一定

の設備を導入した場合には、投資額に対して最大10%の税額控除又は50%の特別償却が選択適用できることとなります。

〈繰越欠損金の控除上限の特例の創設〉

コロナ禍の厳しい経営環境の中、赤字であっても果敢に前向きな投資（D X・カーボンニュートラル等）を行う企業に対し、その投資額の範囲内で、最大5年間、繰越欠損金の控除限度額を最大100%（現行：所得金額の50%）とする特例が創設されます。



〈研究開発税制の見直し〉

厳しい経営環境にあっても、研究開発投資を増加させる企業の税額控除の上限を引き上げるとともに（25%⇒30%）、インセンティブを高めるための控除率カーブ及び控除率の下限の引き下げ（6%⇒2%）が行われます。

また、クラウド環境で提供するソフトウェアなどの試験研究に要した費用について、研究開発税制の対象とするなどの見直しが行われます。

〈賃上げ及び投資の促進に係る税制の見直し〉

給与等の引き上げ及び設備投資を行った場合の税額控除制度が見直しされ、ウイズ・ポストコロナ時代を見据えた企業の経営改革の実現のため、新卒・中途採用による外部人材の獲得や人材育成への投資を促進する制度とした上で、令和5年3月31日まで延長されます。

〈株式対価M&Aを促進するための措置の創設〉

自己株式を対価として、対象会社株主から対象会社株式を取得するM&Aについて、対象会社株主の譲渡損益に対する課税を繰り延べる措置が講じられます。

〈中小企業者等の貸倒引当金の特例における法定繰入率の見直し〉

中小企業者等の貸倒引当金の特例について、割賦販売小売業並びに包括信用購入あっせん業及び個別信用購入あっせん業に係る法定繰入率が1,000分の7（現行：1,000分の13）に引き下げられます。

〈みなし寄附金制度の適正化〉

寄附金の損金不算入制度について、特定公益増進法人等に対する寄附金の別枠の損金算入限度額について、その対象となる寄附金から出資に関する業務に充てることが明らかな寄附金が除外されることになりました。

また、みなし寄附金制度について、その対象となる寄附金の額から収益事業以外の事業のために支出した金額のうち事実を隠蔽し又は仮装して経理することにより支出した金額が除外されることになりました。

〈中小企業者等の法人税率の特例の延長〉

中小企業者等の法人税率の特例（15%）適用期限が、2年延長されます。

〈中小企業における所得拡大促進税制の見直し〉

新型コロナウイルスの影響により雇用環境が悪化する中で、雇用を守り個人消費の原資となる所得の下支えが必要であることから、雇用を増やすことにより所得拡大を図る企業を評価するため、中小企業における所得拡大促進税制について、適用要件を一部見直し・簡素化したうえで、適用期限が令和5年3月31日まで2年間延長されます。

〈中小企業事業再編投資損失準備金制度の創設〉

M&Aを実施する中小企業者の投資リスクに備える準備金制度が創設されます。

〈中小企業向け投資促進税制等の延長〉

中小企業投資促進税制等が延長されるとともに、商業・サービス業・農林水産業活性化税制の対象業種が中小企業投資促進税制に統合されます。

4 消費課税

〈車体課税〉

自動車重量税のエコカー減税及び自動車税・軽自動車税の環境性能割について、新たな2030年度燃料基準の下での区分の見直しなど所要の措置が講じられます。

環境性能割の臨時的軽減は、適用期限が9か月延長され、令和3年末までの取得が対象とされるとともに、グリーン化税制（軽課）は重点化等が行われた上で2年延長されます。

〈国際郵便による輸出免税における証明書類の保存要件の見直し〉

輸出免税制度の適正化を図る観点から、20万円以下の郵便による資産の輸出について、輸出の事実を確認する書類として、発送伝票の控え等の保存が輸出免税の適用要件にされることとなります。

〈課税売上割合に準ずる割合の適用開始時期の見直し〉

消費税の仕入控除税額の計算について、課税売上割合に準ずる割合を用いようとする課税期間の末日までに承認申請書を提出し、同日の翌日以後1月を経過する日までに税務署長の承認を受けた場合には、当該承認申請書を提出した日の属する課税期間から課税売上割合に準ずる割合を用いることができるようになります。

〈金地金の仕入税額控除に係る本人確認書類の見直し〉

昨今、密輸者と買取り事業者が通謀していると考えられるような事案がみられたため、より一層の金地金の密輸抑制を図る観点から、仕入税額控除の要件として認められる本人確認書類を見直し、密輸した金地金の買取りが強く疑われる事案で利用されている「在留カードの写し」や国内に住所を有しない者の「旅券の写し」「その他これらに類するもの」（外国政府発行の本人確認書類）について、その対象から除外されることになりました。

5 納税環境整備

〈税務関係書類における押印義務の見直し〉

税務署長等に提出する国税関係書類において、実印・印鑑証明を求めている手続き等を除き、令和3年4月1日以後に提出する税務関係書類について押印義務が廃止されます。

上記の見直しは、令和3年4月1日前においても、運用上、押印がなくても改めて求めないこととなります。

なお、地方税についても、同様の見直しが行われます。

〈電子帳簿等保存制度の見直し〉

経理の電子化による生産性の向上・テレワークの推進・クラウド会計ソフト等の活用による記帳水準の向上に資するため、帳簿書類を電子的に保存する際の手続きが抜本的に見直しされます。

また、スキャナ保存制度については、ペーパーレス化を一層促進する観点から、手続き・要件を大幅に緩和するとともに、電子データの改ざん抑止のための措置が講じられます。

〈スマートフォンを利用した決済サービスによる納付手続の創設〉

国税の納付手続について、国税を納付しようとする者がスマートフォンを使用した決済サービスに係る事項につきインターネットを利用して行う入力により納付しようとする場合には、国税庁長官が指定する納付受託者に納付を委託することができることとなります。

この場合には、納付受託者が国税を納付しようとする者の委託を受けた日に国税の納付があったものとみなして、延滞税・利子税等に関する規定を適用するほか、納付受託者の納付義務・帳簿保存義務・納付受託者の指定の取消し等について所要の措置が講じられ、令和4年1月4日以後に納付する国税について適用されます。



〈地方税共通納税システムの対象税目の拡大〉

地方税共通納税システムの対象税目について、固定資産税・都市計画税・自動車税種別割及び軽自動車税種別割が追加され、eLTAX（地方税のオンライン手続のためのシステム）を通じた電子納付が可能になります。

〈個人住民税の特別徴収税額通知の電子化〉

特別徴収税額通知（納税義務者用）について、特別徴収義務者が求めた場合、市町村は、eLTAX及び特別徴収義務者を經由して電子的に送付されることとなります。

〈納税地の移動があった場合における質問検査権の管轄の整備〉

法人税等の質問検査権の行使は、法人の納税地の所轄税務署等の職員に限られていることから、この取扱いを悪用し、調査着手後に納税地の異動を繰り返すことで法人税等の調査忌避を行う事例が散見されるようです。

上記のような事例を防止するため、法人税等に関する税務調査において、調査通知後に納税地の異動があっても旧納税地の所轄税務署長等が必要があると認めるときは、旧納税地の所轄税務署等の職員が質問検査権の行使が可能になります。

〈国際的徴収回避行為への対応〉

徴収共助の要請が可能な国に財産を所有する滞納者が行う徴収回避行為に適切に対応するため、滞納処分免脱罪及び第二次納税義務の適用対象が見直しされます。

〈おわりに〉

令和3年度税制改正を象徴する文言として、「ウイズコロナ・ポストコロナ」・「デジタル化」・「グリーン化」などがあります。

個人関係では、「住宅ローン控除」・「住宅取得等資金の贈与」・「教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与」などが注目すべき項目と言えます。

法人関係では、上記の文言に関連する大会社向けの改正として、「D X投資促進税制の創設」・「カーボンニュートラル」・「繰越欠損金の控除上限の特例の創設」・「研究開発税制の見直し」などがあります。

様々な見直しに目配りをしておかないと、顧問先に大きな損失を与える恐れもありますので、我々税理士は税務の専門家として、しっかりポイントを押さえておく必要があります。



中島 孝一 税理士

中島税理士事務所・所長。東京税理士会・会員相談室運営委員。日本税務会計学会・相談役。主な著書として「新型コロナウイルス対応の税制特例法」（ぎょうせい）、「令和3年度税制改正と実務の徹底対策」（日本法令・共著）、「相続税実務の鉄則に従ってはいけないケースと留意点」（清文社・共著）、「事業承継税制の特例」完全ガイド（税務研究会・共著）、「改訂版 資産をめぐる複数税目の実務」（新日本法規・共著）、「新税務調査手続の疑問と回答」（ぎょうせい・共著）「租税基本判例80」（日本税務研究センター・共著）など。

RPAインタビュー

RPA導入のメリットと注意点

～作業の自動化ではなく
業務の効率化を目指す～



藤森 恵子 公認会計士・税理士

税理士業界でもRPAを活用するところが増えてきたが、具体的にどのようなメリットがあり、導入するにはどんな点に注意すべきなのか。会計事務所や中堅・中小企業に対してRPAの導入支援から運用、管理まで総合的なコンサルティングを展開するASIMOV ROBOTICS(株)代表取締役の藤森恵子公認会計士・税理士に話を聞いた。

—RPAをよく知らない方もいますので、まずRPAについて簡単に説明していただけますか。

RPAとは、パソコンによる作業を自動化できるソフトウェアです。面倒だと思ふ単純作業の繰り返しや判断を伴わない複雑な処理などを、あたかも人が行っているようにそっくり真似て自動処理してくれます。まさに「スーパーアシスタント」といった感じです。

—RPAというと「ロボット」という言葉が出てきますね。

ロボットとは、自動化したい業務ごとに関連するアプリケーションのようなものです。会計事務所の場合、例えば、会計システムのデータから税務申告書を作る「税務申告書作成ロボット」、税務署からのメッセージをPDF化して顧問先ごとのフォルダに保存する「メッセージ格納ロボット」といった使い方があります。そして、こうしたロボットを開発するためのソフトウェアを「RPAツール」といいます。

—RPAを導入することでどんなメリットがありますか。

一番のメリットは、人手不足が課題となっている中、ミスをしなくて24時間働いてくれる労働力を確保できることです。単純作業をロボットに任せることで、人はより高付加価値な仕事に時間を割くことができます。会計事務所の職員は入力作業などに多くの時間を取られていますが、その作業から解放されれば、職員一人当たりの担当件数を増やすことができるほか、経営者と向き合う時間が多くなりますので、サービスの品質を向上させて顧客満足度を高めることができれば、顧問料アップも期待できます。

—RPAの導入において注意すべき点があれば教えてください。

様々なRPAツールがリリースされていますが、技術的なバラツキが大きく、できることの範囲、利用方法、処理速度などに差があるため、導入の際には複数のツールを検討し、目的に合わせて選ぶことをお勧めします。また、導入にあたって最も大切なのは、RPAは単に作業を自動化させるものではなく、業務の効率化のために活用するものだという意識を持つことです。導入のその先に目指すものをしっかり見据えなければ、効果

を感じることなく時間と費用だけを浪費して終わってしまう恐れがあります。

—RPAを導入して何をしたいのかをハッキリさせることが重要というわけですね。

まずは、いろいろと探りながら導入するのも良いと思いますが、最終的には業務整理をしながらRPAを活用していくと効果の出方が大きく変わってきます。実際、RPAの導入によって大幅なコスト削減を実現させた弊社のクライアントから「RPAのおかげです」と感謝の言葉をいただきましたが、これはRPAだけの成果ではなく、業務を整理しながら、そこに上手くロボットを取り入れたことによる成果です。

—業務整理とRPAが上手くマッチしたわけですね。

もちろん、最初から単独で業務整理を行うのは難しいので、弊社ではRPAの適用業務の洗い出しから最終的な業務整理までクライアントと一緒に進めています。特に、最初の段階で適用業務を的確に洗い出すことは、RPAの成否のカギを握ると言えるでしょう。これをしないでロボットを作ることばかりに目が向いてしまうと、「ロボットで自動化させたい作業はどれか」ではなく、「ロボットを作りやすい作業はどれか」という視点になってしまう恐れがあります。

—そのほか、RPAの導入で気をつける点がありますか。

RPAの特徴として「プログラミング不要で誰でもロボット開発できる」などと謳われていますが、確かにプログラミング言語の知識は必要ないものの、設計はプログラミングと同じですから、やはり一定の訓練は必要となります。また、ロボットは一回作ったらそれで終わりではありません。会計ソフトなどは必ずバージョンアップがありますので、それに対応するため継続的なメンテナンスが必要となります。ITスキルを持った人をRPA担当者として雇用するにしても、それなりの人件費がかかります。こうしたことがネックとなり、RPAの導入を諦めている方も少なくありません。そこで、弊社では設計・開発・メンテナンスまでRPAの専門的知識が必要となる業務はすべて受託し、マニュアルも研修も不要ですぐに利用できるサービスを提供しています。

—御社のサービスの特長を教えてください。

私どもは、ある程度の作業量がある一連の業務をひとつのロボットとして自動化させています。そうすることで、反復回数が少なくても確実に効果を実感できます。また、人の使い勝手を意識して、あたかもアシスタントとやりとりするように一連の業務を人と分業しながら進めています。例えば、電子申告を実施し、直後に税務署から受け取るメッセージを印刷するという一連の業務において、機械的な作業である電子申告の準備はロボットに任せ、大事な申告業務は人が実行し、再び機械的な作業をロボットが処理することで、作業時間の大幅に短縮することが可能となります。なお、弊社では、クライアントに導入したロボットの活用状況を遠隔で管理し、利用状況を「見える化」していますので、使われていないロボットがあれば、毎月1回のコンサルティングの時などに理由をお聞きして、面倒なところや不便なところがあれば仕様を変更しています。この毎月のフォロー体制があるかないかでは、RPAの浸透率がまったく異なります。

—今後さらにデジタル化が進めば、会計事務所も顧問先からRPAなどITに関する相談を受けるケースが増えそうですね。

三菱UFJリサーチコンサルティング(株)が2017年12月に実施した「人手不足対応に向けた生産性向上の取組に関する調査」によると、IT導入に関する悩みなどについて、公認会計士や税理士に相談している経営者は26.1%となっています。中小企業を悩ませている人手不足は解決する見込みがありませんので、生産性向上のためにIT化は避けて通れない課題といえます。その重要性は、中小企業庁が毎年のようにIT導入補助金など中小企業のIT化予算を確保し、目標値を定めていることからもうかがえます。特にIT導入の対象となるのはバックオフィス業務から進められることが多いので、会計事務所はその窓口として今後さらに重要な役割を担っていくでしょう。私どもは、会計事務所が顧問先へのアドバイスでITソリューションが必要な場合もお手伝いさせていただいております。是非、事務所のIT部門として気軽に使っていただき、ITに関しても相談可能な事務所として差別化を図っていただければと思います。

新登場 アフラック 「保障が充実。なのに、ムダがない医療保険。」 医療保険 EVER Prime の魅力

アフラック生命保険株式会社では、長生き時代の「生きるリスク」に備えるために、公的制度や医療環境の変化、お客様のライフステージごとのリスクに応じた「生きるための保険」をお届けするという「アフラック式」の考えに基づき、商品開発や保障最新化に取り組んでいる。そうしたなか、今回、新たな商品「医療保険 EVER Prime」が誕生した。新商品にはどのような想いが込められ、それがどう反映されているのか、同社の商品開発部長を務める渡邊隆氏に話を聞いた。

お客様を取り巻く医療環境は大きく変化しており、特に、入院期間の短期化や外来治療へのシフトは顕著となっています(グラフ参照)。また、三大疾病や糖尿病などの生活習慣病と呼ばれる病気は、身体の機能が低下することにより発症する病気であるため基本的に完治することが難しいと考えられています。医療の進歩により生活習慣病の死亡率は低い傾向にあり、これは長期にわたって病気と向き合う必要があることを意味しています。

当社では、公的制度や医療環境の変化に応じて医療保険の改定を行ってまいりましたが、一部の保障は発売から相当の時間が経過していることから、今般「アフラック式」の考えに基づき医療保険の抜本的な改定を行いました。この度の商品改定により、ニーズの変化に応じて無駄なく柔軟に保障の見直しが可能であることに加え、豊富なラインアップからお客様にとってより最適な保障を選取いただくことが可能となりました。

「医療保険 EVER Prime」の

主な特長は以下のとおりです。

- ①多様なニーズにお応えする基本保障・設計の実現
- ②特定の疾病について今まで以上に充実した保障を提供

多様なニーズにお応えする 基本保障・設計の実現

入院日数の短期化や、短期入院においても治療費の自己負担額が高額になるケースを踏まえ、10日以内の入院に対しては一律10日分の入院給付金をお支払することとしました。

手術については、自己負担額が高額となる手術が存在することなどを踏まえ、保障額のバリエーションを複数ご用意しました。

通院治療に対しては、入院前後の通院に加え、増加傾向にある外来手術および放射線治療前後の通院も保障対象としました。

加えて、掛け捨てを好まないお客様に向けて、健康祝金ありプランの場合、3年に1度給付金をお受け取りいただける*「健康祝金特則」を新設しました。(*所定の条件を満たす必要があります)

特定の疾病について

今まで以上に充実した保障を提供

経済的負担が大きい三大疾病に関する保障について、がん(悪性新生物)以外の対象疾病を心疾患・脳血管疾患に拡大するとともに、一時金の支払事由および保険料払込免除事由を緩和しました。

さらに、長期にわたる可能性がある入院を日数無制限で終身にわたって保障する「三大疾病無制限入院特約」を新設しました。

三大疾病以外の生活習慣病に対しては、肝硬変・慢性膵炎・慢性腎不

全・糖尿病の合併症(網膜症・壊疽)について治療を目的として所定の条件に該当した場合、最大5回給付金をお受け取りいただける「特定生活習慣病保障特約」を新設しました。これらの病気は長期にわたって経済的、身体的負担を負う可能性があります。2回目以降の給付金は生存を要件にお受け取りいただくことができるため、安心して治療に臨んでいただけます。

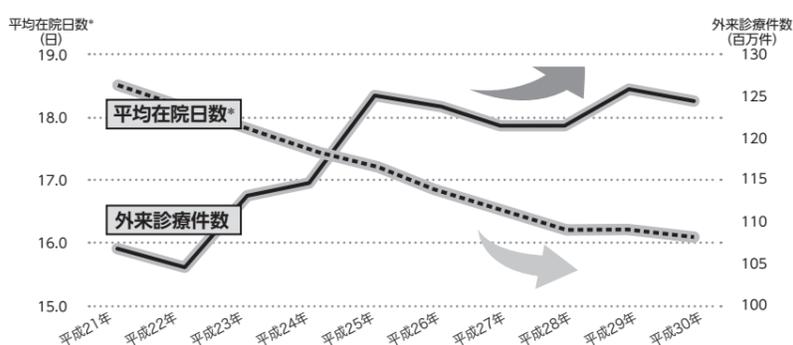
また、令和元年度生命保険文化センター「生命保険に関する調査」によると女性は男性と比較して入院時の1日あたりの自己負担額が高額になる傾向があるため、「女性疾病入院特約」について、女性特有の疾病に加えて、女性がかかりやすい病気やすべてのがんなどの治療を目的とした入院も保障対象としました。

当社は、これからも最新かつ最適な保障の提案を行うことで「生きる」を創るリーディングカンパニーとして、これまで以上にお客様のお役に立てる会社を目指します。

平均在院日数*の減少と外来診療件数の増加について

出典:医療施設(動態)調査(病状報告)・社会医療診療行為別統計 外来

*一般病床の平均在院日数



医療保険 EVER Prime パワーアップした「医療保険 EVER Prime」の特長

特長1 基本保障

三大疾病^(※1)による長期入院は**日数無制限**で保障。
 短期入院^(※2)でも **NEW** **一律10日分の入院給付金**をお受け取りいただけます。
 日帰り手術でも、手術給付金に加え、**NEW** **通院給付金**をお受け取りいただけます。

特長2 選べる特約

三大疾病で手術または入院をしたとき^(※3)に一時金をお受け取りいただけます。
 また糖尿病の合併症などの **NEW** **特定生活習慣病^(※4)**にも手厚く備えることができます。

特長3 選べるプラン

所定の条件を満たした場合、3年に1度 **NEW** **健康祝金**をお受け取りいただけます。

※「健康祝金ありプラン」に「三大疾病一時金特約」「特定生活習慣病保障特約」を付加した場合の特長
 (※1) 三大疾病とは、がん(悪性新生物)・心疾患・脳血管疾患を指します。(※2)日帰り入院を含む10日以内の入院の場合。
 (※3)がん(悪性新生物)の場合は、診断確定されたときを含む。(※4)特定生活習慣病とは、肝硬変、慢性膵炎、慢性腎不全、糖尿病の合併症を指します。
 「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」は、商品内容やご契約に際しての大切な事項を記載しています。「給付金などが支払われない場合」や「新たな契約への乗換に関する事項」など、お客様にとって、不利益となることも記載されていますので、必ずご確認ください。

資料請求

医療保険 EVER Prime

日税グループ
株式会社 共栄会保険代行 TEL **0120-922-752**

bestplan@nichizei.com

携帯電話からも
資料請求できます⇒

皆様の大切な個人情報を引き続き
 厳重にお守り致します。
株式会社共栄会保険代行
 認定番号: 10690015(08)

日税グループ
株式会社共栄会保険代行 (全国税理士共栄会保険取扱代理店)
 (募集代理店) 〒163-1529 東京都新宿区西新宿 1-6-1 新宿エルタワー 29階 TEL: 03-3340-5533
 (引受保険会社) **アフラック** 東京総合支社
 〒160-0023 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエストビル 17階 TEL: 03-3344-1580

【個人情報の取扱いについて】●この度ご記入頂きました個人情報につきましては、当社が委託を受けている保険会社の各種商品やサービスのご案内に提供以外に使用することはありません。また、サービスに必要な個人情報の全部または一部をご記入いただけない場合は、各種サービス等のご利用をお断りさせていただきます。●お客様の事前の同意なく第三者に提供することはありません。●個人情報に関するお問合せや訂正につきましては、お手数お掛けいたしますが、下記担当までご連絡ください。●当社の個人情報お取扱いについて: https://www.nichizei.com/khd/individual_info/individual_info02.html 株式会社 共栄会保険代行 業務管理部長 〒163-1529 東京都新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワー29階 TEL: 03-3340-5533 FAX: 03-3340-6498



東日本大震災から10年 これから起こる 大地震に備え 個人の生活と事業の継続を守る!

今年3月、東日本大震災の発生から10年を迎える。当時の教訓を忘れず、今後起こりうる巨大地震から個人の生活を守るため、そして会社の事業を継続させるために今できることを改めて考えておきたい。

交通事故や空き巣被害などは日頃から注意を払っているのに、スパンの長い大地震についてはどこか他人事のように思ってしまう人もいるだろう。しかし、文部科学省によると、30年以内に個人が巨大地震に遭遇する確率は70%で、「交通事故で死亡」(0.2%)、「空き巣被害に遭遇」(1.9%)、「ガンで死亡」(6.8%)よりも圧倒的に高い確率となっている。

実際、地震調査委員会は2009年、宮城県沖を震源とする大地震について今後30年以内の発生確率を「99%」と発表。そのエリアの大地震の平均発生間隔は約37年で、すでに前回の大地震から約30年が過ぎており、発表から2年後の2011年3月11日、東日本大震災が発生した。

今後30年以内にマグニチュード7クラスの首都直下型地震が起きる確率は70%と言われており、南海トラフ大地震も活動期に入ったと考えられている。まさに、全国各地でいつ大地震が起きてもおかしくない状況といえる。

住宅の新築は平均2500万円 生活再建にもお金が不可欠

大地震が発生すると、電気やガス、水道といったライフラインの被害が心配されるが、内閣府の防災情報ページによると、熊本地震の場合、電気と水道の復旧に1週間、ガスは復旧の完了まで2週間かかっている。

また、交通インフラへの影響も避けられない。建物の倒壊や信号

の滅灯などで深刻な渋滞が発生すれば、緊急車両の通行の妨げにもなり、救助活動や消火活動が遅れる恐れがある。電車が止まれば徒歩で帰宅する人たちが車道に溢れ、混乱がさらに激しくなることも考えられる。

住宅が損壊すれば、修理や建て替えにかかる費用も大きな負担となる。内閣府によると、東日本大震災で全壊被害に遭った住宅の新築費用は平均して約2500万円。公的支援として受給できるのは善意による義援金をあわせても約400万円、それだけでは住宅の新築費用にまったく届かない。

しかも、生活を再建させるためのお金も必要だ。内閣府によると、東日本大震災で被災者生活再建支援制度を申請した人の45.5%が、生活再建に欠かせない家電・家具・寝具などを購入するために50万円以上支払っている。

もし、建物1000万円、家財500万円の地震保険に加入していれば、全損時に公的支援金などと合わせて約1900万円の受け取りが可能となる。新築費用の2500万円には足りないが、それでも地震保険に加入しておくことは、日常生活を取り戻すための近道といえる。損害保険料率算出機構によると、2019年の地震保険付帯率は全国平均66.9%で過去最高となった。宮城県や熊本県では80%を超えており、地震保険は『生活を守るための必要コスト』という考え方が国民の間に広く浸透してきているのが分かる。

一方、企業向け地震保険は、個人の地震保険より補償額も保険料も高額になるため、一部の大企業の加入が中心だった。しかし、最近は補償額を抑える代わりに保険

料を安くした中小企業向けの地震保険も販売されており、こうした保険を活用することで、中小企業でも自然災害への備えが手厚くなることが期待されている。

震災3カ月後が倒産ピーク 事業を早期復旧させるカギ

大地震によって事業が中断すると、最悪の場合、倒産につながる恐れがある。東京商工リサーチがまとめた「東日本大震災」関連倒産状況を見ると、東日本大震災の発生から3カ月後の2011年6月に震災関連倒産の件数がピークに達しており、震災後3カ月以内に資金ショートに陥る企業が多いことが分かる。

地震保険の加入も効果的な対策だが、それだけで震災から3カ月間を乗り切るのは難しい。事業の早期復旧を実現させるため、緊急時にどのように費用を工面するかを考えておくべきだろう。

例えば、金融機関の融資のほか、国・自治体の補助金の活用、売掛金の回収、万が一に備えた生命保険の活用などが挙げられる。また、現在契約している生命保険の解約返戻金の一定範囲内で貸付を受けることができる「契約者貸付制度」を利用するのもひとつの手だ。この「契約者貸付制度」は、現在のコロナ禍においても多くの経営者に利用されており、緊急時における資金調達の有効手段として注目されている。

日税グループの株日税サービスでは、それぞれの状況に合わせて最適なリスク対策や保険活用のアドバイスを行っています。お気軽にお問い合わせください。

災害リスクに対する備えは 日税サービスにお任せください!

リスク対策の有効ツールを
無料でご提供します!

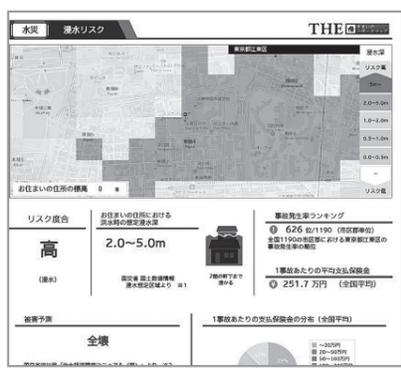
日税グループの株日税サービスでは、税理士先生やお客様の状況を踏まえて最適なリスク対策をアドバイスしております。特に、首都直下型地震の発生などが危惧されていますが、いつ起きるか分からない地震に備え、生活や事業を守るための対策についてもご相談をお受けしております。

また、株日税サービスでは、税理士先生や関与先の皆様にリスク対策の有効ツールを無料でご提供しています。お気軽にご依頼ください!

無料ツール①

「オリジナル ハザードマップ」

災害への必要最低限の備えであるハザードマップは、インターネットや行政機関などから入手可能ですが、日税サービスが提供する「オリジナル ハザードマップ」(損保ジャパンデータ)は、参照したい住所の状況をピンポイントで表示するとともに、保険会社が保有するその地域の保険金支払実績から危険度をビジュアルに示します。災害対策の一助としてご活用ください。



無料ツール②

「パソコン無料セキュリティ診断」

一般的なウイルス対策ソフトは、既知のウイルスに対する対策法を覚え込ませるため、新種のウイルスはどうしてもすり抜けてしまいます。しかし、日税サービスが提供する「パソコン無料セキュリティ診断」(SOMPOリスクマネジメント株の「SOMPO SHERIFF」体験版)は、一般的なウイルス対策ソフトでは検知できない新種のウイルスについても診断を行えます(診断後にセキュリティレポートも無料でご提供します)。税理士事務所や関与先のオフィスでは是非ご活用ください。



「BCPマッチングサービス」をご存じですか?

SOMPOリスクマネジメント株では、BCP策定支援や、危機発生時のBCPを策定する上で、「事業を継続するために代替調達先を確保したい」、「他社ブランドの製品を製造する『OEM』の適切なパートナーを探したい」といった問題に対するマッチングサービスを提供しています(有料)。詳しくは、損保ジャパン代理店の株日税サービスにお問い合わせください。

お問い合わせ先
株式会社 日税サービス ☎0120-31-2112

生命保険と相続放棄の関係性

相続放棄をした場合でも、生命保険の死亡保険金は受取ることが可能です。この取扱いについてはご存じの方が多いと思います。では、「なぜ、相続放棄をしても生命保険は受取ることができるのでしょうか?」。また「相続放棄して受け取った生命保険金は、税法上はどのような取扱いになるのでしょうか?」。さらに「相続放棄した場合の死亡保険金の非課税限度額はどのようになるのでしょうか?」。今回はこの3点について確認します。

山本 英生 税理士

1. 「なぜ、相続放棄をしても生命保険は受取ることができるのでしょうか?」

民法第939条（相続の放棄の効力）

相続の放棄をした者は、その相続に関しては、初めから相続人とならなかったものとみなす。

相続放棄は、相続人が本来は引き継ぐことになる財産や負債の一切を受け取らないということです。相続が発生した場合、民法では誰がどのように分けるかなど相続のルールを定めていますが、相続の対象となる財産については亡くなった方の財産となっています。

民法第896条（相続の一般的効力）

相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する。ただし、被相続人の一身に専属したものは、この限りでない。

それに対して、生命保険は契約をした者（保険契約者）が指定した、保険金を受取る権利者（保険金受取人）が、その保険の対象となる者（被保険者）の死亡というその保険の対象（保険事故）が発生することで、契約上の権利である死亡保険金を受け取ることができます。

民法などの法律で明文化されているわけではありませんが、過去の判例などから「死亡保険金は受取人固有の財産」とされており、相続財産には該当しません。つまり、相続放棄をした方が受け取った死亡保険金は、相続放棄の対象となる「被相続人の財産」ではありません。そこで、相続放棄をしても生命保険金は受け取ることができます。

相続放棄をしても受け取ることができる生命保険金は、被相続人本人が保険契約者と被保険者となっている生命保険契約から支払われる死亡保険金とその対象となります（死亡保険金と一緒に支払われる配当金なども含んで死亡保険金とされます）。

年金保険などで承継受取人として年金を継続して受け取ることができる年金受取人を定めている場

合なども、この年金を受け取る権利は相続放棄をしても死亡保険金と同様に受け取ることができることとされています。

しかし、被保険者が死亡前に入院等されており、死亡後に受け取ることになった入院給付金などは、本来被保険者本人が受け取ることになっているため被相続人の相続財産に該当し、相続を放棄すると受け取ることができません。

生命保険の死亡保険金は「受取人固有の財産」であることから、相続発生後の相続人間で行う遺産分割協議の対象外になっていますし、もちろん死亡保険金受取人は個人として死亡保険金を請求することができます（原則として5営業日で受取可能）。また、生命保険の死亡保険金は特別受益とされないという判例もあり、原則として遺留分減殺請求の対象にならないとされています。

2. 「相続放棄して受け取った生命保険金は、税法上はどのような取扱いになるのでしょうか?」

相続放棄をした方が受け取った生命保険は民法では相続財産にはならないのですが、相続税法上は相続財産とみなして課税されます。

相続税法第3条（相続又は遺贈により取得したものとみなす場合）

次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該各号に掲げる者が、当該各号に掲げる財産を相続又は遺贈により取得したものとみなす。この場合において、その者が相続人であるときは当該財産を相続により取得したものとみなす。その者が相続人以外の者であるときは当該財産を遺贈により取得したものとみなす。

1. 相続人の死亡により相続人その他の者が生命保険契約の保険金(中略)について、当該保険金のうち被相続人が負担した保険料の金額の当該契約に係る保険料で被相続人の死亡の時までに払い込まれたものの全額に対する割合に相当する部分

放棄した方が受け取った保険金も他の相続人が受け取った相続財

産と合算し、相続税計算をすることになります。また、相続人全員が相続放棄をして、死亡保険金だけを受け取った場合にも、この受け取った保険金額を相続財産として相続税計算をすることになります。この際の相続税の計算は相続放棄した方がいない場合と同様になります。

相続放棄をした方が一親等の血族（親又は子）・配偶者である場合は、各自の支払う相続税額の2割加算はありませんが、代襲相続人となった孫などが相続放棄をした場合には2割加算をする必要があります。

3. 「相続放棄した場合の死亡保険金の非課税限度額はどのようになるのでしょうか?」

相続税法第12条（相続税の非課税財産）

次に掲げる財産の価額は、相続税の課税価格に算入しない

5. 相続人の取得した第3条第1項第1号に掲げる保険金については、イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、イ又はロに定め

る金額に相当する部分
イ. 第3条第1項第1号の被相続人のすべての相続人が取得した同号に掲げる保険金の合計額が5百万円に当該被相続人の第15条第2項に規定する相続人の数を乗じて算出した金額（ロにおいて「保険金の非課税限度額」という。）以下である場合 当該相続人の取得した保険金の金額
ロ. イに規定する合計額が当該保険金の非課税限度額を超える場合 当該保険金の非課税限度額に当該合計額のうち当該相続人の取得した保険金の合計額の占める割合を乗じて算出した金額

生命保険の死亡保険金には「500万円×法定相続人の数」の非課税限度があります。この「法定相続人の数」には、相続放棄した人も含んで人数とします。しかし、相続放棄した方が受け取った死亡保険金は、この非課税の対象となる保険金とはならないため、死亡保険金の非課税限度を計算する際の保険金には含みません。

例) A死亡時の死亡保険金の非課税限度の計算

Aが死亡	配偶者 B	長子 C	次子D(相続放棄)
受け取った死亡保険金	2,000万円	1,000万円	2,000万円

死亡保険金の非課税限度 500万円×3人=1,500万円

それぞれの保険金の非課税限度 B 1,500万円×2,000/3,000万円=1,000万円

C 1,500万円×1,000/3,000万円= 500万円

D なし

4. 相続放棄のまとめ

民法と相続税法についてまとめておきますので、確認してください。

項目	民法	相続税法
法的根拠	生命保険金は受取人固有の財産(民法・保険法には直接の根拠条文はない)	相続又は遺贈により取得した財産とみなす(相続税法 第3条)
相続財産	遺産分割協議の対象外 死亡保険金受取人個人の請求 特別受益とされないケースもあり 原則として遺留分減殺請求の対象にならない	500万円×法定相続人の数が非課税(相続税法 第12条)
相続放棄	相続放棄で財産は相続されないが生命保険は受取ることが可能	生命保険の非課税枠の活用 ・本人が受け取った死亡保険金 対象外 ・本人以外(放棄していない者)が受け取った死亡保険金には「法定相続人の数」に含む 相続税計算では人数に含んで計算

山本 英生 氏

税理士、CFP®、1級ファイナンシャル・プランニング技能士。

神戸大学法学部大学院修士課程修了。1983年、明治生命(現：明治安田生命)保険相互会社 入社。営業教育部部長などを歴任したほか、社内FPとして24年間セミナー講師・販売教育指導などで活動。2018年から現職。厚生労働省 ファイナンシャル・プランニング技能検定 技能検定委員。一般社団法人 金融財政事情研究会FP技能士センター 運営委員。『通達から読み解く保険税務』(税務研究会) 『保険税務Q&A』(共著、税務研究会) など著書も多数。

当局 評価通達6適用で「待った！」

行き過ぎた節税を認めず

裁判でも納税者敗訴が相次ぐ

相続税の増税が実施された平成27年に前後して相続税の節税ブームが到来し、税務当局ではこれに対抗すべく、ここ数年、行き過ぎた節税に目を光らせている。とくに最近では、相続財産の評価に当たり「財産評価基本通達」による評価額では実勢価格に比べて低すぎるとして、税務当局が不動産鑑定評価額などで評価する「評価通達6」を適用したことで裁判になるケースも出てきたが、この適用を支持する判決が続いたことで、今後の税務調査への影響が注目されている。

相続税の財産評価とは、相続税が課税される土地や建物などの財産をどのように評価するか、すなわち経済的価値をどのように見積もるかポイントとなり、これは法律上、第一に財産を取得した時の時価（相続税法22条）が物差しとなる。しかし、実務上とくに税法で評価の定めがあるもの以外は、国税庁の定めた「財産評価基本通達」に基づいて経済的価値を見積もることができる。

ただ、それでも「財産評価基本通達」によって評価することが「著しく不相当と認められる場合」がある。その場合は、財産評価基本通達に従わない「特別の事情」があるケースとして、不動産鑑定評価など他の評価方法によることができる定めが用意されている。それが「財産評価基本通達6」である。当局はこれを駆使する方向で調査部隊に指示していたようだ。

①東京高裁令和2年6月24日判決 <事案の概要>

東京・神奈川の賃貸不動産を相続税対策として購入。その3年後開始した相続で財産評価基本通達通りに賃貸不動産を評価して申告したところ、鑑定評価額で更正処分等をされ裁判になった事例（2審東京高裁令和2年6月24日判決・納税者敗訴、最高裁へ上告）。

ア、被相続人は、相続開始3年半前に都内の共同住宅（A不動産という。）を約8億3700万円で購入、金融機関から6億3000万円を借り入れていた。また、相続開始前2年半前に神奈川県共同住宅（B不動産という。）を約5億5000万円で購入、金融機関から3億7800万円、親族から4700万円借り入れていた。

イ、被相続人は平成24年6月に死亡。相続人は平成25年3月、財

産評価基本通達に従いA不動産を約2億円、B不動産を約1億4000万円と評価して相続税の申告をした。

ウ、所轄税務署は平成28年4月に、AB不動産の価額は評価通達の定めによって評価することが著しく不相当と認められるとして、国税庁長官の指示に基づきA不動産につき収益還元法による収益価格を標準に求めた鑑定評価額7億5400万円、B不動産につき収益還元法による収益価格を標準に求めた鑑定評価額5億1900万円として相続税の更正処分等をした。

<裁判所の判断の概要>

一審の東京地裁は特別の事情があるかどうかに関し「A、(2)通達評価額は、それぞれ鑑定評価額の約4分の1（A不動産につき約26.53%、B不動産につき約25.75%）の額にとどまっている」と指摘。「不動産鑑定士が不動産鑑定評価基準に基づき算定する不動産の正常価格は、基本的に、当該不動産の客観的な交換価値（相続税法22条に規定する時価）を示すものと考えられることなどから、AB不動産の通達評価額が相続開始時におけるAB不動産の客観的な交換価値を示していることについては、相応の疑義があるといわざるを得ない。AB不動産の相続税法22条に規定する時価は、鑑定評価額であると認められる」とした。東京高裁はこの一審判決を支持した。

②東京地裁令和2年11月12日判決 <事案の概要>

相続直前に15億円の賃貸住宅を15億円の借入で購入して相続税対策を行い、財産評価基本通達に基づき約4億7千円と評価して申告したところ、税務署から賃貸住宅の鑑定評価額10億4千万

円との間に大きな乖離があり、特別な事情があると認められるとして相続税につき鑑定評価額で更正処分をされて争いになった事例（東京地裁令和2年11月12日判決、納税者敗訴）。

ア、被相続人は亡くなる直前の6月ごろに肺がんであることが判明。被相続人は7月に本件不動産を15億円で購入する契約を締結し、同年8月20日C銀行から15億円の融資を受けることができたため、物件の引渡しを受けた。

イ、被相続人は、平成25年9月16日に89歳で死亡。相続人らは、相続税の法定申告期限内の平成26年7月にこの不動産を財産評価基本通達に基づき約4億7千円（土地約3億4千万円、建物約1億3千円）と評価し、15億円を債務として申告した。

ウ、所轄税務署長は、平成30年5月に相続人らに対して問題の不動産は評価通達の定めによって評価することが著しく不相当と認められるとして、国税庁長官の指示に基づき鑑定評価額10億4000万円（土地8億3000万円、建物2億1000万円）を基に更正処分等をした。

<裁判所の判断の概要>

裁判所は次のような認定をした。「問題の不動産につき通達評価額は4億7761万1109円、鑑定評価額10億4000万円と比較すると、その2分の1に達しておらず、金額としても5億円以上の著しい乖離が生じている」。

「相続開始時の約2カ月前である平成25年7月25日に本件被相続人自身が本件不動産を購入した際の価額である本件売買価額は、鑑定評価額を上回る15億円であって、本件通達評価額と本件売買価額との間にはさらに著しい乖離が発生している」。

「通達評価額と鑑定評価額との間に上記のような著しい乖離が生じており、これによって課税額に大幅な差異が生じていること自体、通達評価額によって時価を算定することが適切でないことをうかがわせるものといえることができる」。

【評価通達6の適用ポイント】

評価通達6適用事案で典型的なものといえば、平成4年3月11日の東京地裁の判決がある。これは相続直前に8億円弱のマンションを購入し、通達評価で相続税申告をするとともに、8億円弱で同マンションを売り抜けた事案である。裁判所は「被相続人が相続開始直前に借り入れた資金で不動産を購入し、相続開始直後に右不動産が相続人によってやはり当時の市場価格で他に売却され、（中略）不動産がいわば一種の商品のような形で一時的に相続人及び被相続人の所有に帰属することとなったに過ぎないとも考えられるような場合についても、（中略）実質的な租税負担の公平という観点からして看過し難い事態を招来することとなる場合がある」として、評価通達6の適用を認めたものだ。

最近の2事例と合わせて総括すると、問題の不動産の通達評価額と時価レベルとの間に著しい乖離があれば評価通達6の適用があることは共通している。また、相続後の売却、相続直前の不動産取得では、①の事案は一方の物件を売却しているが、この行動はかえって時価ベースの取引価額を明らかにしてしまうほか、②の事案のように相続直前に不動産を取得することについても価額のかい離をあらわにする点も同様といえる。いずれにしても行き過ぎた節税が見え見えの事案は要注意といえるだろう。

日税ジャーナル

2021年・冬号
(2021年1月15日発行)
(年4回1月・4月・7月・10月発行)

日税グループの
ホームページ <https://www.nichizei.com/>

発行：日税グループ

〒163-1529 東京都新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワー29階

TEL: 03-3340-6494 FAX: 03-3340-6495

本紙へのご意見・ご要望は、企画広報室へお願いします。 TEL: 03-3340-4488